

件名	愛媛県離島振興対策実施地域における県税の特別措置に関する条例
主管課	税務課
根拠法令等	離島振興法（昭和28年7月22日公布、同日施行）

【制定の概要】

1 趣旨

「離島振興法」に規定する離島振興対策実施地域における県税の特別措置（事業税・不動産取得税の課税免除）について定める。

2 事業税・不動産取得税の特別措置

- (1) 離島振興対策実施地域内において、建物・設備（以下「特別償却設備」という。）を新設又は増設した場合、特別償却設備に係る事業税を課税しない。
- (2) 離島振興対策実施地域内において、新設又は増設された特別償却設備である建物及び土地の取得（取得の日の翌日から起算して1年以内に建物建設の着手があった場合に限る。）をした者に対しては、当該不動産の取得に対する不動産取得税を課税しない。

3 申告

事業税又は不動産取得税に関する申告期限までに、免除対象となる旨の申告があった場合限り、特別措置を適用する。

施行日	公布の日（適用 平成25年4月1日）
-----	--------------------

【その他参考事項】

課税免除の概要（減収額の75%は、地方交付税で措置）

○対象となる特別償却設備

(1) 製造業、旅館業、情報サービス業等

① 新增設備の取得価額 500万円以上

※

資本金額 5,000万円超 1億円以下	1,000万円以上
資本金額 1億円超	2,000万円以上
情報サービス業等については、一律500万円以上	

② 事業税の課税免除の期間

課税免除が最初に適用された年度以降3か年度

(2) 個人で行う畜産業、水産業、薪炭製造業

① 当人又は同居の親族の労働日数が事業の延労働日数の1/3を超え、1/2以下である場合

② 事業税の課税免除の期間

課税免除が最初に適用された年度以降5か年度